

会員各位

宮崎県行政書士会  
会長 河野 芳輝  
総務財務部  
部長 河津 宏美

### インボイス登録をされた場合の注意点

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるに伴い、「日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則」が一部改正されましたが、ご購入いただいた領収証の様式は、旧様式によった領収証です。改正箇所が少ないため、旧様式が全て払い出されるまで、宮崎県行政書士会では引き続き旧様式での取り扱いとなります。ご了承ください。

なお、適格請求書として利用する場合、下記の領収証発行者欄の例をご参照いただき、個人会員は氏名記載の下部に、法人会員は事務所を代表する社員名記載の下部に、「登録番号 T- (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)」（数字 13 桁で構成される適格請求書発行事業者の登録番号）をご記入ください。また、必要に応じて備考欄に取引年月日、税率等を記載してください。

ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【領収証発行者欄の例】

上記のとおり受領しました。←
年 月 日←
←
宮崎県行政書士会会員←
事務所所在地←
事務所の名称←
行政書士 ←
←
職印←
登録番号 T- (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

適格請求書として使用する場合、←  
氏名・代表社員名記載の下部に、適格請求書  
発行事業者の登録番号を記入してください。←